

情報処理能力検定に関する訓令（平成5年3月2日警察庁訓令第1号）

最終改正：平成29年1月31日

（趣旨）

第1条 この訓令は、警察職員の情報処理能力についての検定（以下「能力検定」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（能力検定の目的）

第2条 能力検定は、警察職員の情報処理に関する能力を検定し、情報処理に関する知識及び技能の向上に資することを目的とする。

（能力検定の級位）

第3条 能力検定は、初級、中級及び上級に区分して行う。

2 能力検定の対象となる知識及び技能は、別表の左欄に掲げる能力検定級位に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げるものとする。

（能力検定の実施）

第4条 初級及び中級の能力検定は、実施機関（警察庁（警察大学校及び科学警察研究所を含む。）、皇宮警察本部、管区警察局、東京都警察情報通信部、北海道警察情報通信部及び都道府県警察をいう。以下同じ。）の長が行う。

2 上級の能力検定は、警察庁長官が行う。

3 能力検定は、筆記試験又は電子計算機その他の電子機器を利用した試験により行う。

（合格者台帳への記載）

第5条 実施機関の長は、能力検定に合格した者を合格者台帳に記載しなければならない。

2 前項に規定する合格者台帳は磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）により調製することができる。

（特例）

第6条 実施機関の長（上級の能力検定については、警察庁長官に限る。）は、各級位の能力検定の対象となる知識及び技能を有すると認める者については、能力検定を行わずに、これを当該級位の検定に合格したものとし、合格者台帳に記載することができる。

（実施機関の長への委任等）

第7条 この訓令に定めるもののほか、能力検定の実施について必要な事項は、実施機関の長が定める。

2 実施機関の長は、その指定する者に、能力検定の実施に関する事務を行わせることができる。

附 則

この訓令は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (抄)

この訓令は、平成29年3月1日から施行する。

別表 (第3条関係)

級位	知 識 及 び 技 能
初級	1 警察における情報セキュリティに関する訓令（平成15年警察庁訓令第3号）第2条第5号に定める警察情報システムの基本的な操作に必要な知識及び技能 2 情報処理業務に係る各種法令等及び情報セキュリティに関する知識であって、警察情報システムの基本的な操作に必要なもの
中級	1 情報処理に関する技術を利用して業務改善を実施するために必要な、又は上司の指導の下、警察情報システムを設計、開発、整備及び運用するために必要な知識及び技能 2 情報処理業務に係る各種法令等及び情報セキュリティに関する知識であって、業務で利用するソフトウェアの応用並びに警察情報システムの操作についての職員に対する指導及び教養に必要なもの
上級	1 自ら警察情報システムの設計、開発、整備、運用、管理及び監査が可能な知識及び技能 2 情報処理業務に係る各種法令等及び情報セキュリティに関する知識であって、警察情報システムの設計、開発、整備、運用、管理及び監査に必要なもの